

第1562号

AFN-1562

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2025年 5/19 (月)

『R7年度税制改正大綱（12） 外国人旅行者消費税免税見直し』

課題の多かった消費税免税制度は、免税品の転売防止と合わせ、購入額の上限撤廃によりインバウンド消費の拡大を図る新たな制度へと見直すこととなった。

【免税方式】免税店は、消費税込みの価格で販売。出国時に持ち出しが確認された場合に、その消費税相当額を返金する(リファンド方式)。国税庁は免税店の事業者に対し、購入記録情報ごとに、免税販売管理システムを通じ税関確認情報を提供する。【免税対象物品の範囲】消耗品は、同一店舗一日当たりの購入上限額(50万円)及び特殊包装を廃止。一般物品と消耗品の区分、及び免税対象物品の要件「通常生活の用に供するもの」を廃止。金地金等の物品は、免税販売の対象外とすることとなった。【免税販売手続き】100万円(税抜)以上の免税対象物品は、商品を特定するシリアルナンバー等を購入記録情報の送信事項に加える。対象物品を免税店以外から海外に配送する「別送」は廃止、免税店から直接配送する「直送」制度は継続される。【返金方法】現金(空港で返金、又は口座振込)、クレジットカード、電子マネーが想定されるが、キャッシュレスでの返金が現実的だと言える。システム開発や改修等の設備投資に対し、補助金の交付や租税特別措置が行われるかがポイント。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

『事業承継動向 “脱ファミリー化” 進む

後継者不在率は52.1%で過去最低を記録』

中小企業を中心に後継者不足問題が深刻化する中、後継者がいない企業の割合は全体の52.1%で、7年連続で前年の水準を下回り、2011年の調査開始以降で過去最低となったことがわかった。これは、帝国データバンク(TDB)が行った全国の後継者不在率の動向調査で明らかとなったもの(調査期間:2022年10月~2024年10月)。対象となったのは、全国の全業種約27万社で、そのうち後継者が「いない」または「未定」とした企業は14万2千社だった。

コロナ前の2019年に比べても13.1ポイント低下し改善傾向が続いている。TDBでは「事業承継に関する官民の相談窓口の全国普及、プル・プッシュ型の各種支援メニューの拡充により小規模事業者にも門戸が広がったことや自治体・地域金融機関などが事業承継を呼びかけるアナウンス効果も加わり、事業承継の重要性が広く認知・浸透したこと」が大きく影響したとしている。業種別の後継者不在率を見ると、2011年以降の調査期間で初めて7業種(建設、製造、卸売、小売、運輸・通信、サービス、不動産)すべてで不在率60%を下回った。

不在率が最も高かったのは建設業(59.3%)、最も低いのは製造業(43.8%)だった。事業承継の動向としては、2020年以降の過去5年間で代表者の交代が行われた企業のうち、2024年の速報値の段階ながら、血縁関係によらない役員・社員を登用した「内部昇格」によるものが36.4%に達し、これまで事業承継の形式として最も多かった「同族承継」(32.2%)を上回った。

また、買収や出向を中心にした「M&Aほか」(20.5%)、社外の第三者を代表として迎える「外部招聘」(7.5%)なども増加傾向が続いていることから、日本企業における事業承継は、身内の登用など親族間承継から社内外の第三者へと経営権を移譲する「脱ファミリー化」の動きが加速していると言えるだろう(TDB)。

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com